

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 2 月 2 日

株式会社神戸製鋼所

日本高周波鋼業株式会社

2026年2月2日

株式交換に関する事後開示書面

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 勝川 四志彦

東京都千代田区岩本町一丁目10番5号

日本高周波鋼業株式会社

代表取締役社長 小椋 大輔

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といいます。）及び日本高周波鋼業株式会社（以下「日本高周波鋼業」といいます。）は、2025年5月12日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年2月2日を効力発生日として、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、日本高周波鋼業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年2月2日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過
会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による手続を行った日本高周波鋼業の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
日本高周波鋼業は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2026年1月9日付で、日本高周波鋼業の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となる神戸製鋼所の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第785条第5項に定める期間内に、同条第1項に従って、日本高周波鋼業に対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過
本株式交換は、神戸製鋼所にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
神戸製鋼所は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2025 年 5 月 13 日付で神戸製鋼所の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる日本高周波鋼業の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、神戸製鋼所にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定における手続の経過について
該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
- 本株式交換により神戸製鋼所に移転した日本高周波鋼業の株式の数は、本株式交換により神戸製鋼所が日本高周波鋼業の発行済株式（但し、神戸製鋼所が保有する日本高周波鋼業の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の日本高周波鋼業の発行済株式総数から神戸製鋼所が保有する日本高周波鋼業の株式の数を除外した普通株式 7,077,971 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5. (5)記載の自己株式の消却後のものです。
5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) 神戸製鋼所は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した神戸製鋼所の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでし

た。

- (2) 日本高周波鋼業は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 6 月 24 日開催の株主総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 神戸製鋼所は、本株式交換に際して、基準時の日本高周波鋼業の株主名簿に記載または記録された株主（但し、後記(5)に記載の日本高周波鋼業の自己株式が消却された後の株主をいい、神戸製鋼所を除きます。）に対し、その所有する日本高周波鋼業の普通株式 1 株に対して神戸製鋼所の普通株式 0.26 株の割合をもって、神戸製鋼所の普通株式を割当交付いたしました。なお、神戸製鋼所が交付した普通株式の総数は 1,840,272 株です。
- (4) 本株式交換により増加した神戸製鋼所の資本金及び準備金の額は次のとおりです。
 - ① 資本金
金 0 円
 - ② 資本準備金
会社計算規則第 39 条の規定に従い神戸製鋼所が別途適当に定める金額
 - ③ 利益準備金
金 0 円
- (5) 日本高周波鋼業は、2025 年 12 月 19 日開催の取締役会の決議により、基準時の直前の時点において日本高周波鋼業が保有していた自己株式 34,346 株の全部を、基準時の直前の時点において消却いたしました。
- (6) 日本高周波鋼業の普通株式は、東京証券取引所スタンダード市場において、2026 年 1 月 29 日付で上場廃止となりました。

以 上